

## 法改正のお知らせ【平成15年4月1日施行分】

本書の内容で以下の部分について法改正が行われました。  
ここに変更箇所をお知らせ致します。

### 電車でおぼえる 行政書士 憲法・地方自治法 三訂版第2刷

該当箇所	改正前	改正後
P 193 4行目	区域内の有権者の3分の1以上	区域内の有権者の3分の1（有権者が40万を超える場合は、その超える数の6分の1と40万の3分の1とを合算した数）以上
P 193 19行目	区域内の有権者の3分の1以上	区域内の有権者の3分の1（有権者が40万を超える場合は、その超える数の6分の1と40万の3分の1とを合算した数）以上
P 194 2行目	区域内の有権者の3分の1以上	区域内の有権者の3分の1（有権者が40万を超える場合は、その超える数の6分の1と40万の3分の1とを合算した数）以上
P 195 下から2行目	議会の解散請求は、選挙権を	議会の解散請求は、原則として選挙権を

ISBN4-8125-1799-0 C3232 ￥1500 DAI-X出版